

令和7年度 千葉市斎場の管理運営に関する年次協定書

千葉市（以下「甲」という。）と富士建設工業株式会社・千葉グローブシップ株式会社共同体（以下「乙」という。）とは、千葉市斎場の管理の実施について締結した千葉市斎場指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和7年度における協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（指定管理料の支払）

第2条 甲は、千葉市斎場の管理業務の実施状況が仕様書に適合している場合に、基本協定第45条に規定する指定管理料を乙に支払うものとする。

2 甲が乙に支払う令和7年度の指定管理料は、金439,256,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を概算払にて支払うものとする。

3 前項の指定管理料に含まれる令和7年度の光熱水費は、金119,120,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 指定管理料の支払いは、次の年12回とし、乙の請求により支払うものとする。

令和7年4月分（1回）

金36,604,674円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和7年5月分～令和8年3月分（11回）

金36,604,666円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（指定管理料の精算）

第3条 乙は、この協定の期間終了後、甲の定める期日までに指定管理料に係る支出金精算書を甲に対し提出し、指定管理料の精算を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する精算を行った結果、前条第3項に規定する光熱水費に残金が生じた場合及び基本協定第68条に規定する額を還元する場合は、直ちに甲に返納しなければならない。

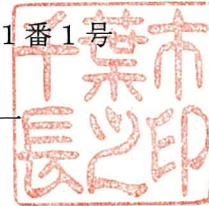
（疑義等の決定）

第4条 この協定の扱いについて疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙は誠意をもって速やかに協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一



乙 富士建設工業株式会社・千葉グローブシップ
株式会社共同体

(代表団体)

新潟県新潟市北区島見町3-3-07番地16

富士建設工業株式会社

代表取締役 鳴海 利彦

